

第二十三部

第一回 参議院決算・労働連合委員会會議録第六号

付託事件

○國家公務員法案（内閣送付）

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案（内閣送付）

昭和二十二年十月六日（月曜日）午後一時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○國家公務員法案

○委員長（下條康重） それではこれより決算労働連合委員会を開会いたします。最初に前同決算委員会が決議しましたので、衆議院と合同審査会を開きましたので、その際十名の証人の出頭を求めまして、いろいろ説明を聴きました。その経過概略を専門委員から御報告を申し上げて見たいと思っております。

○専門委員（森田三郎君） 合同審査会の第二回は十月の一日に開かれまして、十名の証人が御出席になりました。おの／＼賛成反対の意見をお述べになりました。賛成の意見をお述べになった方が村上恭一さん、それから早稲田大学の教授吉村正さん、帝國大学の教授杉村章三郎さん、それから明治大学の教授杉村三郎さん、この四人の方でございました。そして反対の意見をお述べになりました方が、全國官公廳職員組合協議会の佐藤安政さん、それから全國通信従業員労働組合の土橋一吉さん、それから國鉄労働組合の執行委員長加藤男さん、それから日本教職員組合の委員長荒木正三郎さん、この四

人の方が反対の御意見でありました。そうして公法研究会に属する鶴岡信成さん、山之内三郎さん、このお二人の方が可なり多くの点について厳しい批評を加えながら賛成の御意見でありました。それだけのことを御報告申し上げます。向この十人のお話の後で、只今御出席の吉川さんから何か参考材料があれば提供をして貰いたいというお話がございました。今申上げました中で公法研究会の鶴岡さん及び山之内さんなどの御意見が帝大新聞に掲げられてあるものでありますから、これをこちらへ相当地数適して貰いたいというところを請求いたしましたところが、もう実物が殆どなくて送るわけに行かないというのであります。たゞ二部だけ手に入りまして、一部は衆議院の方へ、一部はこちらの決算委員会の吉川さんのお手許に届けてございまして、どうぞ御都合で御覧下さるよう、甚だ簡便ではありますけれどもそれだけ御報告申し上げます。

○委員長（下條康重） 賛成國務大臣が三時までこの席においでになるということでございまして、同大臣に対して御質問がございましたら、この際お願いしたいと思います。

○吉川末次郎君 今、この間の準公聴会について御報告がございましたが、尙公聴会の証人に召喚せられた方々の人選はどういう手続でなされたものでありますか。ちよつと御報告が願いたいと思ひます。

○委員長（下條康重） お答を申し上げます。

ます。実はこれは衆議院の方と参議院の方と、半数ずつ人選しようじやないかというお話でありましたが、急なことで私の方では二、三交渉しましたけれども、結果におきまして帝大の杉村教授だけはこちらで人選したのであります。その他は全部衆議院で人選したのでございまして。そうしてそれは衆議院の事務局なり、決算委員会の方へお申込があつた人と、それから事務局や法制局あたりという／＼打合はされた結果人選ができたように聞いております。

○吉川末次郎君 お尋ね申しましたのは、あの公聴会にはあつても國會の公聴会でありまして、その人選等は國會の委員会が主になつて人選せられたければならぬ。然るに主として行政側の委員の役の方が、人選されたものであります。どうぞ御報告を聞いたのであります。もう一度それにつきまゝ、一つお願いいたします。

○委員長（下條康重） 最初公聴会にしようという案もあつたのですが、相当時間がかかりましたので、証人の出頭というところでやりました。従つてお話のように人選が或いは十分でなかつたということもあるかも知れませんが、併し大体この証人喚問につきまゝの話を、司令部の関係の方と御相談した時、できるだけ各方面の人を選ばうに、そして大体賛否を同数くらいにして貰いたいというお話があつたので、そういう積りで選んであつたので

すけれども、併し中にははつきりしないところもあつたようですが、結論として先づ大体同数くらい賛否の論が、議せられたのではないかと云ふに考へております。今お話のような一部の官僚が、こういう選取を何か特殊な考へたというようなことは私共聞いておりません。

○吉川末次郎君 然らば委員長の御答弁の通り承りました。置きますが、向この議案の審議を進めて行きます上におきまして、先般の進公聴会におきまして、証人の諸君がいろいろ云われたところは、この主要なことの大部分につきまゝは、本委員会におきましても問題にせられたことでありました。が我々の参考になつたことが多くあつたと思ふのであります。向この証人の諸君が云われたことであり、又本委員会の委員諸君も、その点以前より御同感のことであつたと思ひますが、この日本の官吏制度の或意味においての革命的な変革を要する重要な法律案の審議が、極めて短時間に行なわれなければならないように押付けられておる。殊にその後になつて多少変えられてその審議期間が本月十五日まで延長せられたのであります。それがなければ先月中にこれは審議を完了しなければならぬやうになつておつたわけなのであります。このやうな重要な法律案の審議がまだ日本國民全体の輿論の一つの問題になつておらん、非常に未成熟であり、國民の輿論的立場から非常に未成熟のままにこういう重要な

な法案の審議が進められておる。その例をいたしましては、例えば先般のあの証人の喚問の準公聴会におきまして、東京の大学の教授であるところの杉村章三郎君が、この法案については十分まだ眼を通していないというやうな証言をいたしておりましたが、若しこの法案の研究をば院外において先づ第一に取り上げなければならぬ人となつておるべきならば、官立大学の行政法の教授であるというやうに私は聞いておるのであります。日本の大学のことについてはよく知りませんが、私の陣営しておるところでは杉村君は東京大学の行政法の担任教授というやうに聞いておるのであります。が、その地位からいいますならば、誰よりも彼よりも最も熱心に主力を盡して研究しなければならぬところの立場にある杉村章三郎君にして然りといたしますならば、他の諸君が、或いは他の國民全般がこの重要な法案に対して持つておりますところの関心の程度というものは、あの杉村教授の言よりいたしたとしても、大体に察知することができだろつと思ふのであります。事実あの証人の多くの人が言いましたやうな、今申しますこの審議の過程において甚だ未成熟である。そして今國會においては、かかる重要なところの法案の審議は、その審議の未成熟であるが故に、できるだけ限られた國會に限り置いて改めてこれを審議して欲しいというところの希望は、私は誠に尤もな

る意見であると考えるのであります。全くその点につきましては私は同感であります。然るに拘わらずこの重要なところの法律案を本月の十五日までに我々は審議を完了しなければならぬという理由につきまして、一つ我々が十分に納得することができ理由を、ここに御披露が願いたいと思ふのであります。若しこの会合を何とか違つた形の非公開の会合にする必要がありますれば、委員長においてそのようにお取計らいが願いたいと思ふのであります。それに対して我々のお話を、この際伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(重光葵) この法案が国会に提出せらるるまでの大体の経路につきまして、これまで一應お話があつたと心得ております。無論できることならば早く法案を作りまして、國民全般の批判を受けるということは、これはもうどんな立法においても望ましいことではないかと存じます。それにはおの／＼見方がございまして、政府が提出するところの法案を悉く國民の前に晒して、そうして國民に十分な期間と言つたところで、これは見る人によつてどれだけの期間がかかるかという問題は問題になりますので、これは見る人によつて限りがないと存ずるのであります。ひとりこの法案ばかりではございせん。その外政府が提出するところの重要な民法でも、或いは刑法の改正案でも、その外政府の政策といつたところの他の法案、例えば政治上の問題になつておりますところの石炭の國家管理にしても、法律の内容はそう久しき以前から

國民の前に晒しておるものではないのであります。のみならずこの税法の改正の如き國民に利害の最も切迫でありますところの税法の改正というものは、もうこれまで國民の前に法案の内容が長く晒されておるところの例はないように思ひます。この法案も早く國民の前に出さばそれに越したことはございせんけれども、たとへば國民の前に出しましたところで、これは研究をすれば限りがないのでございまして、すべての大学、すべての学者方面において研究を続けるということになりますれば、何日かかつてもそれは制限がないのでございまして、これはおの／＼程度があると思ひます。

○國務大臣(重光葵) この法案が国会に提出せらるるまでの大体の経路につきまして、これまで一應お話があつたと心得ております。無論できることならば早く法案を作りまして、國民全般の批判を受けるということは、これはもうどんな立法においても望ましいことではないかと存じます。それにはおの／＼見方がございまして、政府が提出するところの法案を悉く國民の前に晒して、そうして國民に十分な期間と言つたところで、これは見る人によつてどれだけの期間がかかるかという問題は問題になりますので、これは見る人によつて限りがないと存ずるのであります。ひとりこの法案ばかりではございせん。その外政府が提出するところの重要な民法でも、或いは刑法の改正案でも、その外政府の政策といつたところの他の法案、例えば政治上の問題になつておりますところの石炭の國家管理にしても、法律の内容はそう久しき以前から

御無理であるかも知れませんが、十分お骨折りと御審議を願ひたい。この考えております。

○小野哲君 私はこの決算労働連合委員会の第一回の際にも遅れまして出ましたために、政府からの提案の理由の説明も十分伺つておりませんし、又その間、どういふような質疑が行なわれたかという点を詳しく承知いたしておりませんので、或いは重複するようが、お許しを願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(重光葵) この國家公務員法案を概観いたしまするといふと、いわゆる現在官吏に対して國家が取扱つておられる思想と申しますか、考え方とそれから今今の國家公務員法案が対象としたところの國家公務員といふものとの間に、國家の取扱ひ方といふものとの間に、何かそこには十分にはつきりとした政府の御見解を伺つて置かなければならない点があるのではないかと、かように思ふのでございまして、すでに労働組合法によりまして官吏も亦労働組合の結成をいたしておりますし、或いは団体協約等に基づきまして、勤務条件の確立等につきましてすでに実行されておる問題でございまして、又更に経営協議会等の機構も整備されておるのであります。一面この國家公務員法案自体を見ますと、官吏の身分、或いは地位に關しましては、例えば任用の問題と言ひ、或いは分限、懲戒、保障又は恩給、恩給といふふうな國家公務員の方に特別な措置が講ぜられておるといふふうなものもあるでございまして、言ひ換へれば、一體國家公務員法案は官吏の現狀を是認する。言

換へれば官吏も亦一般労働組合法にいわゆる労働者であるという立場でこれを扱ふ。こういう思想をこの國家公務員法案において十分に採り入れるという前提の下に立案されておるかどうか。従ひましてこの國家公務員法案によりまして、國家公務員といふもの身分が新たに設定されるという考え方で行くのか、現場の儘を是認しつつ國家公務員に対して必要な限度において、先程例として申上げましたような事項について、これを法案の中に採り入れておるか。この辺の根本的な考え方につきましては御説明を伺つて置きますことが、この法律案を審議する上について必要ではないか。誠にうといふようなことを伺うのであります。もう一度元に戻つて、政府がこの法律案をお作りになる、立案をされたその背景となつておる思想はどこにあるか。根本の理念はどこに置かれたかというところをお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵) 國家公務員法案提出の理由は、私から一應この会の初めに御説明した通りであります。その外労働組合でありますとか、いわゆる官公職員組合といふのがありまして、そういうものと公務員法との関係はどうなるかという御尋ねではないかと思ひますが、御承知の通り、官公職員組合は、やはり一つの労働組合の一種でありまして、労働組合といふものは一体どういふ性質のものであるかといふことは、労働組合法の第二條に書いてあります通り、労働組合とは労働者が主として、自主的に労働条件の維持改善其の他の経済的地位の向上を図ることを主たる

目的として、これが即ち労働組合の本旨でありまして、労働組合は如何に發展したところで、この本來の範圍を逸脱することはできないと思つております。労働組合法には労働組合法の趣旨目的がありまして、この公務員法案には、公務員法案の趣旨目的がありまして、この二つの法律は両々相並んで運営されて行くのであります。この間に於いて何等の連鎖はないと私は考えております。いろいろ労働協約といふようなお話でありましたが、労働協約もこの公務員法を運用する上におきまして労働協約を締結することができるところにおいてはしてよろしいのであります。いわゆる官吏の任免権をもつておりますが、それはそのときの事情と場合に應じてできるものであります。二つの法律の間におきましては何等の連鎖はありません。両方共別々の效力を生ずるのであります。こういう考へを持つております。

○國務大臣(重光葵) 國家公務員法案提出の理由は、私から一應この会の初めに御説明した通りであります。その外労働組合でありますとか、いわゆる官公職員組合といふのがありまして、そういうものと公務員法との関係はどうなるかという御尋ねではないかと思ひますが、御承知の通り、官公職員組合は、やはり一つの労働組合の一種でありまして、労働組合といふものは一体どういふ性質のものであるかといふことは、労働組合法の第二條に書いてあります通り、労働組合とは労働者が主として、自主的に労働条件の維持改善其の他の経済的地位の向上を図ることを主たる

○小野哲君 實は私が伺つたのは、労働組合法と本法との關係という意味ではなくて、政府がこの國家公務員法案を立案された根本の考へ方が、國家公務員法が國家公務員を労働者として取扱ひになつておるか、國民全体の奉仕者であるといふ考へ方から、この國家公務員法によつて特別に身分關係を設定するといふふうにお考へになつておられるのか、その点を伺ひたい。こういうわけなのであります。

○國務大臣(重光葵) よく分りました。公務員の憲法上における地位はどうかと申しますと、御承知の通りであります。これまでの公務

も、法律の内容はそう久し以前から成立させ二頂きたいという考からして、この国会においてこの法律を一ついいます。言い換えれば、一休國家公務員法案は官公吏の現状を是認する。言

どうかと申しますという、御承知の通りでありまして、これまでの公務

員は、即ち官吏とは天皇の官吏となつておりましたが、新憲法によりまして公務員は國民全員の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない、という意味はどういうことであるかと申しますと、つまり読んで字の如くでありまして、別に深い説明も要りませんが、結局は、官吏は官吏の一つの身分がございまして、やもすれば官吏は國民の公僕であるとか、國民の使用人であるとかいうような話をよく聞きますが、これは國家の使用人であり、國家の奉仕者であるとは考えますが、國民の使用人ではないと私は思つております。官吏は國民を支配する……國權を背景として國民を支配する。國民に命令するところの權力を持つてゐる。國民の命令によつて、動くところのものであると私は思いません。これは官吏に対する觀念が違つてゐると思ひます。官吏は官吏として憲法上國法上の一つの地位を持つてゐまして、労働者でもなければ何でもありません。官吏は官吏としての特別の地位を持つてゐるというだけより外に官吏の身分を説明するところの言葉はないと、こゝ私は思つております。

○小野 甚だしつこいようでありますが、その点についてもう少し伺いたいと思ひます。只今大臣は特別の身分を持つてゐる。労働者でもなければという御説明があつたのでありますが、然るに先般の衆参両院の合同審査会におきまして、何が故に労働組合の諸君がこの國家公務員法案に對して非常な関心を持つてゐるということを示してゐるか。又學者諸君もこの点についていろいろの意見を述べてゐる。従ひましてこの國家公務員法案

というものは、労働者でないという点から特に審議いたさなければならぬということになりますと、若し現在官吏が労働組合法その他の労働関係法令によりまして認められております諸種の條件は若し官吏に對しても、或いは國家公務員に對してもこれ等の諸條件を認めるということに相成りますれば、この國家公務員法案の内容容だけだと私は不十分だと思はざるを得ないのでございまして。従つて大臣が御指摘になりましたように、官吏は飽くまで、言い換へれば今後國家公務員という名前が扱われるのでありますが、國家公務員というものは特殊な身分と地位を持つてゐる。又これを認めておるのだということになりますと、先程御指摘になりました労働組合法とも別に關係はございせん、つまり官公吏その他の官吏諸君が、この國家公務員法案についていろいろと意見が出てゐるといふところは、官吏も亦労働者である。労働者のカテゴリーの中の一人としてこれを扱つて貰ふなければならぬ。こゝういふふた根本的な考え方から、いろいろの意見が出てゐるのではないかと。どうも只今の御答弁では、何かその間にはつきりとしたものが感じられない。このような感じもございまして。従ひましてこの法律案の一つのつぎとつぎとした思想で一貫したものとされたら上げて行くといふためには、只今大臣が言われましたやうな不分明な状態において見るということとは適切ではないので、やはり特別な身分、若しくは地位を持つてゐる者が國家の公務員であるといひます。ならば、こゝういふふた思想の下に、この國家公務員法案を十分に検討いたさ

なければならぬ。又やはり労働者の中に包含されてゐるものとするならば、これ亦左様な考え方では、この法律案を見て行かなければならぬのではないかと。こゝういふ意味におきまして、根本の理念はどうなのかということをも伺つておるやうな次第でござい

○國務大臣(齋藤實) 官公吏もやはり労働者の範疇に入るものであります。それが本になつて労働組合法ができております。労働組合法に關する限りは、やはりその官公吏もその關係においてやはり労働者であるのであります。労働者でありますからして、労働法の適用を受けるのであります。併しそればかりが官吏の身分ではなくて、官吏はやはり官吏として、國權を代表して、國民に向つて命令するといふ、この点が普通の一般の労働者とは性質が違つてゐることを私が申したのであります。私の言葉がどういふ工合になつてゐるか知りませんが、官吏は官吏の特別の身分があるといふのはそこなんでありまして。官吏は労働者ではない。こゝういふ積りでない。そこは一つ誤解のないように願ひ

○小野 只今の大臣の御説明によりますと、結局國家公務員、言い換へれば、現在の官吏も亦労働者であるといふ前提の下に、この法律案が考へられてゐる。ただ特殊な事項について、國家公務員法の中にそれと規定されてゐる。かように了解して差支ないものであります。

○山下 大臣に二、三の点を伺いたいと思ひます。この公務員法案によりまして、職階制の全面的な改正が行われるということに相成ります。従つて職階制の全面的な新なる組織ができるということ、言い換へますと、現在の行政組織が全面的に職階制を基礎とする建設計が行われるといふことに相成るのでござい

ますが、それなくしては言うまでもなくこの公務員法案の実現はあり得ないわけでありまして。従ひましてこの公務員法案が実施せられるまでの間の経過的なもの、附則において示されてゐるのであります。それらに基きまして行政組織が、全面的に職階制に基きまして大改革が行われます。並行した進み方、その実現をして参ります段階の行き方といふものは、どういふふうなお見通しでお進みになるの

でございまして。且又この法案全般を通じて、著しく目につきますことは、人事院規則によりまして、總ての内容が定められて参ります。この内容が定められて参りますので、或程度まで分つてゐるものと、この法案の審議が實際においてできないのではないかと考へられます。その人事院規則の内容といふものが、どの程度まで御準備ができておりましたか。本委員会の審議中にその全貌が大体お示し願ひますか。どうかといふ点を伺ひたいと思ひます。

次はこの公務員法案の私共重点に考へておきますことは、試験制度の点であります。これが従來の狭き高文登用のあの資格制度でなくして、一般國民に開放せられたる、如何なる人でも能力がありさえすれば、國家公務員に就職の出來得る、いわゆる門戸開放、機會均等の試験制度が行われていき、且又就職中の職員も常にその能力がテストせられ、そして公平なる人事が行われていく、情実人事が打破されて行くといふことは、この試験制度にあるのでございまして。これが實に公務員法案の骨子を成すものであると考へておきます。これがいわゆる合理的に、やはり科学的に行われることになるのでございまして、従ひまして、この試験に關する事務といふものは、実に廣範な、非常に重大なものになると考へます。従ひまして試験に關しまするいわゆる部局といふものが、單に人事院内の一部局の程度でよろしいものか、相當これは規模の大きな考試委員と言ひますか、試験委員と言ひますか、そういったやうな、相當大きな機關でなければ完璧が期せられないのではないかと、こゝういふことを思ひます。この運用の完全を期せられますお考があるかないかといふ点を伺ひたいと思ひます。

ではないかと思う。政見のために職務を離すという事は、言うまでもなくこれは避けなければならぬが、職員自体が政見運動に関係したとするといふことは、立憲政治下の国民の一人といふとして、当然なことではないか。考へます。人事官を任命いたしますに当つて、一年前に政見の役員であつたといふようなことを以て避ける理由には毫末もない。而もその人事官は非常に立派な人物を第五條におきまして要求いたしております。政見の幹部である役員であるといふが如きは、これから実に立派な人達がその地位にあるべきでありまして、そういう人を避けるという事は、即ち政見を何か蛇蝎の如くに見るという古い思想が残存しておるといふふうに感ぜられます。政見の弊害を公務員の上に及ぼすといふことを避けることが、却て角を矯めんとして牛を殺すというが如きに感ぜられる点がござりまするので、これらに關しまして、どういふわけで政見をさうにお嫌いなさつた趣旨の下に、そういう條項が差挿されてありますのか、大臣の御意見を承りたいと存じます。

最後に第四点といたしまして、一般職と特別職の關係でござります。一般職といふは、即ち廣く公平なる採用制度によりまして、如何なる者でもその任に就き得る制度である。然るに特別職といふは特別の選考人事をやらう。こういうのであります。然ればこの公務員法案といふものは、人事を公平にし、機会を均等ならしめるための公務員法案でござりますから、特別設置の人事というが如きは、これは極力狭い範圍でなくては、立法の趣旨と矛盾

をする。たとへその特別職といふもの必要理由がなんでありましようとも、或いは特別のエキスパートが必要である。或いはその地位に浮動性があるとか、いろ／＼な理由がありまして特別の職なるが故にといふことの理由があるといふは、原則として、眞に止むを得ざる職務、特別の選考にあらざればその職員を得がたき場合に限るといつたように極限せらるべきが本来の原則ではないかといふことを思ひ、でございます。その点につきまして御所見が承りたいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫) 後ほど大臣からも御説明があると思ひますが、一應私からお答をさせて頂きたいと存じます。

第一点の、現在からずつと國家公務員法施行後に掛けての、いろ／＼な官吏制度の面においての實際の動きがどういふふうになつておるかという趣旨のお言葉でございました。第一に申上げたのは、この國家公務員法の実体の規定が実施されますのは、來年の七月一日となつております。今日から來年の七月一日までの間の措置はどうかという問題が第一の問題であると思ひます。これは同時に御審議を煩わしております法案との關係にもなるのでござりますが、その期間は一應現在の官吏制度を先ず基本的にはこれを取敢えず存続して置きたいと考へております。但し現在の制度には改善すべき点も若干ござります。従ひましてそういう点につきましては、新しい國家公務員法案の趣旨に少しでも近付けること、その努力をいたして参りたいという趣旨で考へておりますが、大體の骨組は

現在の官吏制度を経過的に一應のまゝ使用といふ考へであるわけでありまして、そこで來年の七月一日以後になります。そこで、いよいよ理想を申しますれば先程御指摘の職階制度の如き全面的に即時に実施するものが理想でございます。すけれども、御承知のように職階制度といふものは、非常に精密な作業を要する事務でござりまして、一網打盡に全般的の官職について職階制度を打立てることは、これは困難であります。従ひまして重点主義と申しますか、可能な範圍においてできることから漸次これを作り上げて行つて、さうして漸次全官職にこれを及ぼしたいという積りでござります。七月一日以降は早速可能なところから手を着けて必要の部分について次々と職階制度を打立てて行つて、さうしてこの職階制度ができて上りました部分につきましてはこの法律案によりまして給與なり、或いは採用試験といふような制度を逐次実施して行こうといふような心構えでおるわけでございます。

それから第二のお言葉にござりました人事院規則の内容として、一体、大體の考へてござりまするのではないかと。さういふ御趣旨のお尋ねでございました。これは人事院規則の内容にもいろいろの物によりまして、只今の段階において我々が考へておりますのは、ここに別々に出ております人事院規則とか、ここに言う人事院規則の中にはどういふ事務を盛り込むのかという趣旨におきましての大體の見當はついております。併しながらかこれは具體的にその人事院規則はどういふ條文の形で現われて出るかといふようなところまではまだ研究中でありまして、のみならず

からず物によりましては人事院によつて優秀なる専門家が研究して、始めて内容を決めて貰つて行つて、事務もありますので、只今こゝで全面的に申上げるような段階には立至つておりません。併しながらか先に述べましたように大體この條文の人事院規則はどういふ事務を盛り込むかといふことなら一應のことは申上げ得ると思ひます。それから第三と申します。試験制度についてお言葉がございました。試験制度はこの法案の根幹を成すものと思ひます。誠にその通りであります。そこでこの試験の機構といふことも、これは非常にその試験機關の任務といふものは極めて重要な性格のものであるわけでありまして、従ひましてその機構を如何にすべきかといふことは、十分慎重にこれを考へなければならぬことと思ひますが、ただその機構の大きき問題が申しますと、先程も触れましたように逐次職階制度ができてから試験制度もできて行くといふことになりまして、最初の段階におきましては、恐らくこの試験機構といふものは、人数の面から申しましても、さう大きなものにならぬといふやうな感じがいたします。併しながらか將來はこれは漸次相当大きなところまで行くといふやうな感じがいたします。予想はいたしますが、取敢えず只今のところでは、優秀なる職員はむしろこの企画と申しますか、試験をどうするかといふやうな方面に主力を注ぐべき段階であります。試験の実施の方面においては、さう大きなところまで行けないといふやうな感じがいたします。それから政治開關の問題は、これは

賈藤國務大臣から答へ願つた方が適切かも知れませんが、一應我々の考へておりますのは、公務員は眞にその仕事に従事しなければならぬ。政治運動にその精力を使われるといふやうなことをまあ恐れるという面と、それから公務員としては、すべての國民に対する關係において、誠実なる責任者でなければならぬといふやうな關係から、いろ／＼色眼鏡で見られるといふことのないやうにといふやうな点なども、その一つの趣旨になつておるわけでございます。

それから最後に一般職と特別職との關係であります。先程のお言葉にもありましたが、折角この公務員法といふものを一つの理想の下に作り上げます以上は、成るべく多くの官職を適用の主体にしたいといふ勿論心組で立案いたしておるのであります。併しすでに御説明申上げたかと存じます。今回法案の第二條に挙げておりますやうなものは、少くともその仕事の特殊性からしてここに特別取扱をせざるを得ないといふ趣旨でかようにいたしておるのであります。必要の最小限度といふ積りでござりますが、一通りお答を申上げた次第でござります。

○國務大臣(賈藤達夫) 公務員と政見との關係につきまして、私見を述べて見たいと思ひますが、御承知の通り新憲法がござりまして、日本もこれからは最も完全なる議院内閣制を行わねばならぬことになつております。又議院内閣制が民主政治を行はれますところの要諦であると思つております。この見地に基きまして、公務員法も制定しておるのでございますが、すでに

この見地に基きまして、公務員法も制定してあるのでございますが、すでに持っております。それから政治関係の問題は、これは

議院内閣制、政党内閣制をば実行するといふことになりまふといふと、どうも政務官といふものと事務官といふものの区別は設けねばならんことになりまふ。又いづれの國におきましても事務官は政党内閣でないのみならず、政党内閣に加入してはけないといふようなことは、世界共通の原則になつておるようでありまふ。イギリスにおきましては御承知の通り、政務官と事務官の区別がありまして、事務官は一生懸命に事務に執事する。内閣が如何に送りましたところが、事務官の地位には影響を及ぼさない。又アメリカのごときは、これは最もひどいのでありまして、あらゆる官吏は議員にはなれない。三権分立が徹底的に履行せられておりまして、ここにおいて官吏といふものは、直接にも間接にも政治界には身を投じてはいかんし、又政治には干渉してはいかんといふことになつておりますので、どうも議院内閣制をやります以上は、自然にこゝういふふうな結果が現れて來ますのみならず、どうも別に政党内閣といふ政治家が悪いとかいふのではありませんけれども、官吏が政党内閣に身を投じたり、さうして政党内閣の役員をやつておりましたら、何とでも公平なところの官吏としての職務を遂行することができないといふことは、これはもう自然の傾向であると思ひます。例えば今社会党内閣ができておる。これに自由党内閣ができておるところの官吏がおりましたならば、どういふふうなことになるか、どうも自由党内閣と社会党内閣とは今は左右に分れておりますので、自由党内閣を置いておきますところの事務官が、社会党内閣の事務官として公平

な官吏の職務を全うすることができるといふことは、理屈においてはできんといふこともありませんが、事實においてはむづかしいと思ひます。故にどこまでも官吏は官吏として、あらゆる政党内閣を超越して事務官の本分を果すといふことが、行政を遂行する上において最も便利であると思ひます。殊に人事官の如きものは、これは丁度会計検査院の如きものに、あらゆる方面から獨立して、さうして最も公平なる立場に立つてこの人事行政を行なつて行かなければならぬ。その人が政党内閣と深い関係を持つてゐるということになりますと、自然に公平にその職務を行ふことができないようになりまふ。裁判官ではございせんが、会計検査院に近いといふ獨立の地位を與えて、いづれの政党内閣にも、いづれの社会にも遠慮せずして、獨立獨立に極めて公正な見地に立つてこの職務を遂行したいといふ考からして、こゝういふ規定が設けられたのでございまして、決して政党内閣を排斥するといふ意味ではなくして、別の意味からしてこの規定が作られたのであります。さうして一つ御承知を願ひたいと思ひます。

○山下善信君 事務と政務とは區別があるのてございまして、事務專任の職員が政党内閣に属してございまして、ちつとも差支ないといふ論も立ち得ると思ひますが、これは又他日の機会にお尋ねするといふことにいたしました。只今法制局長官にお答え下さつた試験に關する事項の御答弁の中、当分まだ全面的に職務制が実施せられるまではさ程用事がないような御答弁でございまして、私共は新たに職員を採用する試験といふことも非常に重大であります。現在の二百幾十萬の官吏を新職務制のできましたところの／＼の職務に属する能力、それが果して適所、適材に配置し得られるかどうかといふことの試験、これをいふやうな、即ち全面的な職務制の施行せられるまでに、現在のこの態々べき多数の官吏のテストをやらなくちゃならぬ。ただそれを新らしく採用する者のみに科学的に、合理的に試験をいたして、現在の官吏はそのまゝする／＼といふゆる越る／＼の制度と置き換へるといふやうなことになるので、折角の公務員法案も、折角の能率主義の職務制も、私は全然徒勞に帰すると思ひます。そこで僅か明年の七月までの間に諸般の準備をします中の最大の準備は、現在の官吏の、私は新らしく職務制につくまでに、それぞれ公務員法案に盛り込まれた細の如き調査が行われ行かなくちゃならぬと思ひます。それで、それはいづれも試験制度の先ず手始めにやることであるので、相當これは大掛な準備、いろいろな仕事があるだらう。こゝう思ひましてお尋ねしたのでございまして、現在の多数の官吏、これの職務制に適應するための御準備をどうなさるか。こゝういふ質問をいたしたのであります。御答弁を願ひたいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先程の御答は、実はこの試験の実施といふことを私は頭に置いておつたものであります。一つ、例へば試験をやるといふことを一つの組織の内容として考えてこゝで御答をいたしました結果、少しくお尋ねの趣旨と食い違つておつたように考へます。その試験の制度、職務制度を立てて、その職務制度の立案と並行してこの職務には如何なる資格、如何なる試験制度を採るべきかといふ調査研究は、これは勿論非常な重点をなすべきことであり、そのためには相當の優秀なる適材をここに据えて、立派な制度ができ上るやうに努めなければならぬことは當然でございまして、さういふことにはなるといふ案で申しますと、すでにその準備作業は、今回の臨時人事委員会と申しますか、それを先ず排えて緒口をつけて調査に取り掛かる。さういたしました後、本格的に人事院にこれを引継ぐといふ段取りになるわけであります。ただ差當つてこの發足いたしました臨時人事委員会といふものの陣容はどうかといふお尋ねになりますと、実はこれは人数の方から申しますと、予算等の關係と非常に窮屈になつておりますので、我が理想として考へておるやうな人数は到底これをこの組織の中に採り入れることは困難であります。が、できるだけ立派な優秀な有能な方々に、ここの職員になつて頂きまして、その立案調査そのものが十分できるようにといふ心構えでおる次第でございまして。

○山田重夫君 先程吉川委員の御質問即ち本法案が國民の検討の過程におきまして、まだ未成熟である。こゝういふことが指摘されておるのてあります。これについて閣議國務大臣は、それは限りの問題であつて、國民の代表である國會にこの程度の時間を假すなうば、十分審議し得るものである。こゝういふことを仰しやつたのであります。ところで、半數以上の十人の証人の人々の中で、半數以上の人々が不賛成を申述べたのであります。が、わけても全官

これは前内閣のことでありまされども、当然現内閣も協定事項である以上は、これを引継いで完全に履行しなければならぬ責任を持つておられるのであります。如何に立派な法案を作りまして、いわゆる政府が考へておられる立派な法案を作られまして官吏制度の刷新を図ろうと意図いたしましたも、これを適用されまうところの日本の全官吏諸君が反対するといふような雰囲気の下において成立いたしました法案は、魂を入れないところの法案でありまして、結局、意図とするところの、國民の公僕としての官吏として、立派な運用が私ではできないのではないかと非常に心配をいたす者であります。事柄はスタートが大事でございまして、この現在の全官吏の諸君が最も不満を表明しておりますこの法案成立の過程における不明朗化という問題について、政府は國庫の前に誠意を持って全官吏が納得すると共に、國民全部が納得し得るような、明かな態度をおとりにならなければいけないのではないかと思ふのであります。この点につきまして國務大臣の明快なる御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(齋藤隆夫君) この公務員法は前内閣のときには問題になつておらんのであります。これは現内閣になりましてから始めてできた法案でございまして、前内閣のときには官公職員組合に相談するとか、或いは何とかといふような話が出るわけはないと思ひます。それは別といたしまして、この公務員法ということが新聞を通じて世上に発表せられました当時でありま

すか、官公職員組合の代表者の方が私に面会を求めて来られました。何か職員組合の方で委員会か何かを設けて、この法案について一つ諮問してくれというふうな意味がありました。私にはそのときにはきつぱりとお断りをいたしましたのであります。お断りをする趣旨はいろいろありますが、最前申しましたように、職員組合は一種の労働組合でありまして、労働組合がどういふことをするものであるかというところは、労働組合法の第二條に、私が先程読みました通りに規定してあります。主として労働条件及び経済上の關係について、労働組合は法規に規定してあるところの権能を持つておりますが、労働組合がいち／＼政府の行政組織に干渉するといふようなことがありましたならば、これはもう際限がないのであります。それがためにあなた方が選ばれたところの國會があるのじやないか、國會が全國民を代表すると同時に、あなた方を代表して、この法案について徹底的な審議をせられるのでありますからして、あなた方に何かその法案について意見があるならば、あなた方が選出せられたところの國會に向つて言われるのが当り前じやないか。こういう趣旨を以て私は應接したこととを今でも記憶しておりますが、そういうふうな経緯からしてこれは來たものではないかと思ひます。尤もこの公務員法につきましては、官公職員組合の方々は、直接の利害がありましよう。併しながら法案について利害關係のあるものは悉く議會に提出する以前において諮問するなり、協議をしなればならないといふことにいたしましたならば、それはとてもやり切れたもの

のじやありません。殊に税法のごときは國民に最も利害關係があるものでございまして、けれども、税法改正で國民から租税をとるといふこの法案のために國民に直接に相談をするといふことになりまうと、代議制度の趣旨は全く没却されてしまふのでありますからしてそれがために國民が選んだ國會が、決して忌憚なき意見を國會において述べられることによつて、諸般の政策が決まるのでありますからして、この法案について特に公務員、官公職員組合の方々に相談をしないからといつて、それによつて官公職員組合は、この法案には絶対反対するといふような結論まで出て来るわけはないと思ひます。その経緯じやないかと思ひます。その國會におきまして、官公職員組合の方々の御意見もよくお取りになりなると思ひますから、國會の審議は極めて公平なるものである。こう私は前提しておりますからして、そんな考を持つておりますから、どうもこの間の公務員公職員組合におきましても、組合側の方々は、皆反対という意思を表明されておりますけれども、その論議につきましても、どうも私は徹底しないところがあると思ひます。こういう工合に見ております。

○齋藤隆夫君 只今の國務大臣のお話の根柢を流れておりますものは、現在の労働組合は、経済問題の運動に終始すれば、それで十分であるといふような御見解のようでありまして、この点は現在の日本の労働組合が持つておりますところの考と聊か違ふのじやないかと思ふのであります。このことは中

れました組合法の解説の中にもはつきりいたしておるのであります。経済的問題の改善に盡すと申しますがそれかと云つて政治的問題を全然取り上げないといふのでなくして、これも当然取り上げて差支ないといふことを書かれております。現在の日本の労働者は、少くともそういうふうな氣持で労働組合運動をやつておるのであります。又民間の各企業團體においても、又官廳の職員組合、労働組合においても同じであります。それだけ経営協議会を持ちまして、相當廣汎な事業運営の事項について、経営者側、或いは官吏の上級者の責任ある方々と協議を進めて、仕事の円滑なる運営に努力いたしておるのであります。さうして時たまこの國家公務員法案の中にも、経済的経営協議会の中になされるような、いわゆる労働條件の改善その他業務の円滑なる運営のためにするところの、日常的な協議事項のようなものが多分に含まれておるのであります。従ひまして、全官公労働組合の諸君は、恐らくさういふような観点から起つて自らの主張を強く続けおることと思つております。問題はさういふことでございしますが、併しこの本案を適用いたしました場合に、直接利害關係を持つものは、今大臣の言われた通り、全官公労働の職員、官吏の方々であります。この官吏の方々が、今國務大臣が言われたようなお話を十分に納得いたしました。さうしてその認識の下に、この法案が実施されるならば、初めて表裏一体となつて、國政の運用に完全を期し得ることができると思ふのであります。ただ労働組合側の方では、この法案は不足である

との意思を表明し、政府の方では労働組合が、さういふような不満を表明することは怪しからん。これで以て十分に官吏としての道を盡すべきである。さういふ工合にそれ／＼が自分の方の主張をただ述べているだけでは、決して渾然一体となつての官吏道の推進は私はできないと思ふのであります。従ひまして今後全官公労働の職員労働組合と政府との見解の相違の点を如何にして調整し、さうして円滑に了解をつけられるような措置をどういふ工合にしてお講じになるか。これは現実の問題、現実になさういふ空氣が起きているのでありますから、これをどうして打開されるか。その点についてお答え願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 労働組合が政治のことについては絶対にくちばしを出してはかん。さういふ考は私は持つておりません。無論経済上の關係と、政治上の關係とは全く別のものであると思ひます。政治のことについてはくちばしを出されるのもいいし、或いは只今問題になつておりますところの公務員法案についても、労働組合の意見のあるところは、御遠慮なくお示しを願ひたいと思ひます。併し私が申しましたことは、労働組合、即ち官公職員組合はこの法案を諮問しなかつた理由は、さういふ工合であつたといふことを述べたに過ぎないのであります。全面的に反対せられるといふことが、私共はよく了解できないのであります。この公務員法といふものが必要であるといふことは、官公職員組合の人々も認めておられると思ひます。この内容につきまして、何か氣に食わんところがあるならば、やはり組

と、この法案は不足であるとの意思を表明し、政府の方では労働組合が、さういふような不満を表明することは怪しからん。これで以て十分に官吏としての道を盡すべきである。さういふ工合にそれ／＼が自分の方の主張をただ述べているだけでは、決して渾然一体となつての官吏道の推進は私はできないと思ふのであります。従ひまして今後全官公労働の職員労働組合と政府との見解の相違の点を如何にして調整し、さうして円滑に了解をつけられるような措置をどういふ工合にしてお講じになるか。これは現実の問題、現実になさういふ空氣が起きているのでありますから、これをどうして打開されるか。その点についてお答え願ひたいと思ふのであります。

と、この法案は不足であるとの意思を表明し、政府の方では労働組合が、さういふような不満を表明することは怪しからん。これで以て十分に官吏としての道を盡すべきである。さういふ工合にそれ／＼が自分の方の主張をただ述べているだけでは、決して渾然一体となつての官吏道の推進は私はできないと思ふのであります。従ひまして今後全官公労働の職員労働組合と政府との見解の相違の点を如何にして調整し、さうして円滑に了解をつけられるような措置をどういふ工合にしてお講じになるか。これは現実の問題、現実になさういふ空氣が起きているのでありますから、これをどうして打開されるか。その点についてお答え願ひたいと思ふのであります。

世上に発表せられたる當時でありま

たならば、それはとてもやり切れたも

労働の会長代理である末弘博士の書か

側の方では、この法案は不足である

食わんとところがあるならば、やはり組

合側が国会議員を通して、国会におい

て然るべく修正をされるというのが、
これが立憲的でもあるし、又民主的だ
と考へてゐるのでありますから、
その途をとりて頂きたいと思ひます。
ただそれを、いきなりこの法案そのも
のについて反対であるということにな
りますとすると、その反対の理由を、
私は見出すことに苦しんでおるとい
ことを述べたに過ぎないのでありま
す。

○栗山寛夫君 ちよつと執拗のよう

で湧りまするが、もう一点だけ伺ひし
たいのであります。今、官吏と政府
との問題ではあるけれども、併し國民
の代表である国会ですべてを決すべ
い。こういうようなお話がございま
したが、これは民間企業におけるこ
ろの問題と、ちよつと趣を異にいたし
まして、政府と官吏というものは、こ
れは一つの、民間でいへば民間の経営
者と労働組合というような立場で、昔
の古い言葉で申しますならば、主従
の關係にある問題なのであります。従
つて勿論国会で法案は成立決定するの
でございませうけれども、問題をもう少
し和やかにそして施行後の円滑なる
運用を期するためには、そういうい
ゆる規則上の成立の過程だけを踏ま
ないで、実際に政府と、政府の下にある
ところの官吏との間の話合というもの
はもう少し内面的に、親密に進められ
て行くべきではなからうか。こういう
ことを私は質問申上げたのでありま
して今警察廳長のお話の中では、一
般の問題と同じようにして国会でや
る。それで十分であるというようなお
話でありましたが、これでは恐らく全
官公の労働組合の人々も、意に消たな

いところが多、はたしかと私は慎める
者であります。

○國務大臣(警察廳長) ちよつと加
えておきますが、この公務員法案は主
として行政調査部において立案したも
のでございませうが、行政調査部を設け
て行政機構を改革するというこの目的
を以て出発するに當りまして、各方面
の人々の意見を聴くということは極め
て大切であるという考えからいたしま
して、やはり労働關係の方からしては
どうしても智慧を借りなければならな
いというところからして、顧問会を設
けて極めて重要な立場におられますとこ
ろの今の衆議院議長松岡君をお願い
しておたのであります。これが労働
者側を代表して行政機構の改革、延
いては公務員法制定ということにつ
いて御意見を聴くことになつてゐるの
であります。これで一應労働者側の御
意見を聴くことになつてゐるのであり
ます。ところが松岡君は御承知の如く
議員になつて、議會において議會
の決議によつて、この方面の委員に
なれんというところで、外の方が松岡君
に代つて出たのであります。或程度に
おいては労働者側の意見も聴いてゐる
のでありますけれども、その以上の多
数の官公職員組合の方々の御意見を聴
くというところは、これはいつか申し
ましたが、実は時間もありませんので
又場合によつては聴いて法案を作るこ
ともあります。又聴かずして法案を
作ることもありますので、必ずしも聴
かんというところではありませんけれ
どもこの法案はしばしば申しましたよ
うに、この關係等によりまして、十分
に御意見を聴く時間もないのみならず、初め

からして御意見を聴いておつては、な
かなか案ができませんからして、政府
において單獨で持たせまして、この上
は國會の御審議を持つてということに
なつてゐるのでありますからして、誤解
のないように附加しておきます。

○太田敏雄君 私は官吏の恩給制につ
きまして、一言お尋ねしたいと思つて
あります。今日の制度では数多く
の勤勞者の中で、ひとり官吏のみが退
職後におきまして、國家の恩給によつ
てその生活が或程度保障されてゐる
といふことではあります。他の民間の勤
勞者は、そういうような特殊な恩給と
申しますか、老後における生活の保障
を國家から何ら得てゐないのであり
ます。勿論官吏は國民全体の奉仕者であ
るといつたような表現がこの頃用ひら
れておられますけれども、併し他面、例
えば労働者農民の如きにはいたしまし
ても、やはりそれらの立場におきまし
て、我々の生活に奉仕してくれてゐる
のであります。でありますから、これ
ら一般の勤勞大衆を、官吏と特に区別
せねばならぬという理由がどこにある
かといふことをお聴かせ願ひたいと思
うのであります。私は外國における恩
給制度がどうなつてゐるかといふう
なことを詳しく知りませんが我が國に
おきまして明治以後の恩給制度は一種
の封建思想に端を発しますところの、
いわゆる官位優遇の一種の特權的な
制度でないかと思ふのであります。先
程小野委員と警察廳長のお話で、
労働者であるといふことではあります
が、さうであるといふことではあり
ません。この際一般勤勞者をも含めた年金制度
又社会保険の如き制度を確立いたしま

して、さうして官吏も、又民間の勤勞
者も同様に退職後における或いは老後
における生活を保障するといふような
ことにすべきではないかと思ふのであ
ります。これにつきまして政府の御所
見を伺ひたいと思ふのであります。警
察廳長からお願いいたします。

○國務大臣(警察廳長) 恩給のこと
は、これまでにもか御質問がしまし
て、政府委員の方からも答になつて
おると思ひますが、いざこれが行わ
れますならば、この中の或條文にも
それが現れておると思ひますが、恩給
制度もすつかり根本的に改正をしな
くはならぬと思つております。さう
に御承知をお願いいたします。

○足尾計君 ちよつと國務大臣にお尋
ねしたいのですが、日本の官公職員は
ヨーロッパの行政機構と違ひまして、
旧來の大權的な半封建的な議會制度の
下における専制支配の支柱であつたこ
ういふことは、歴史學者の大體一致した
意見であると存じます。従ひまして政
府が改革されまして、財閥、既成政黨
その他各方面におきまして、すつかり
態様が變りました今日、官公職員に対
しましては、私は本來ならばこれは一
應解体して、又は極度に簡素化して、チ
ープ・ガバメントの原則を先ず採用
すべき、これが歴史の規準であると存
じます。併しながら我が國の現状では
一面經濟統制、戦後の經濟統制、その他
の各般の仕事が山積しておりまして逆
に他面から行政機構並びに官吏の数は
老犬なものと成り、その権能は極めて
大きなものになつておるといふ矛盾が
あるわけではあります。この矛盾の中に
立ちまして、私共が新憲法の趣旨を尊
重し、それに即應する明るいさうして

國民の公僕としての明朗性を持つた官
廳機構並びに官吏制度を確立するとい
うことは、極めて困難な仕事であると
存じます。現在日本の専制支配の支柱
であつた内務省の解体も決まりました
た。併し更にその後の機構がどうなる
か。又司法省の民主化等の問題もどう
なるか。我々まだ一向はつきりした見
透しを存じておりません今日、この公
務員法という重要な法案を審議し、決
定しますためには、余程慎重な考慮
が拂われねばならぬ。従ひまして私は
最初の吉川委員のいろいろの御注意に
賛成でありまして、この法案の検討は
日本の民主革命の成否を決定する問題
の一つであると考えておる次第であり
ます。こういう前提の下で、二つばかり
お尋ねしたいのでございませうが、一つ
は、官吏の罷免に對しまする權利は、
國民の讓るべからざる權利として憲法
に保障されておられますが、これをど
ういふふうな形にお現しになります
か。これにつきましては大臣のお考え
もう一つは現在進駐軍の支配下に、権
力機構は進駐軍の方で持たれておりま
すけれども、將來のことを考慮いた
しますと、恐らく警察の權力を強化
することにならうと思ひます。ところ
が御承知のように、我が國の警察は、
一面におきましては國民の治安を維持
するために、非常に機能的に、廉潔に
働いてくれておりますけれども、
他面におきましては、反動政治の最も
強暴なる支柱でございませう。さうして
旧來の警察官の他の人達の教養も低
く、その思想は極めて暗愚でありまし
て、これを啓蒙するといふ仕事は容易
なことではございせん。このやうな
封建的な機構が過去のままでするべ

つたりに温存され、その権力が更に強化されるとしたならば、將來の日本の前途といふものは、非常に一抹の暗いものがあるといふことは、あらゆる論者の一致した意見であると思はれております。従いまし、この権力を持つた機構に對しまする公務員制度につきましましては、新しい憲法にふさわしい何らかの考慮を今から準備されません限り、私は日本が再び警察官僚國家に轉落するなきを保障し得ないといふことを危惧する者でございます。この二点につきまして、特に第二の点につきましては、今後の問題から存じませんけれども、大臣のお考のことでもございますれば、一つお聴かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣田隆夫君) 日本は戰爭に敗けまして、國情が急に一変いたしました。新憲法も制定せられまして、新憲法の效力及び精神によりましますと官吏の地位もすっかり變つて参りました。これは御承知の通りであります。即ちこれまで天皇の官吏であつたのが、これが天皇の官吏でなくして、人民の國民の官吏ということに變化いたしましたからして、これに伴うて官吏制度も根本的に改革をしなければならぬといふ趣旨から、この國家公務員法といふものが生まれたわけなのであります。公務員法もその線に沿つて、諸般の制度を設けたものであるといふふうに考へております。憲法第十五條によりまします「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である」即ち國民は公務員を選定すること、罷免すること、國民の權利であるといふことが現れておりますからして、この言葉をただ文字通り解釈

して、あらゆる官吏について、あらゆる官吏を選定するのは、國民が直接選挙しなければならぬとか、或いは官吏を罷免するのは、國民が直接に罷免する等の用意がなければならぬといふような御議論も現れるかも知れませんが、これはこの憲法ができて以來、いろいろ憲法學者もこの法文を解釈してありますが、必ずしもいち／＼大小を問はず、あらゆる官吏を國民の直接選挙によつて決めねばならぬといふ趣旨ではないのであります。つまり今の政府が國會によつて總理大臣が選ばれてそれが政府を構へた。その政府の大元が國民の意思によるのであります。この國民から選ばれた政府は官吏の任命権を握ると、それから或種類の公務員は、地方自治体とか、その他大分相當の範圍における公務員の選定及び罷免は、國民が直接にやることもござい

ますけれども、多数の公務員は、國民に基礎を置きましますところの政府が國民に代つてこれを選定し、及び罷免するのでありますからして、この方法は憲法第十五條の趣旨に決して背反しないのみならず、憲法のこの趣旨は、この方法によつて十分實現するものであると考へております。

警察制度のことは大問題でありまして、お説の通り、どうも日本は軍隊はなくなつてしまひますし、これからの日本の治安は警察だけで維持することになります。どうしたらこの警察の目的を達することが出来るか。これは或方面の意見もあつて、今の政府におきまして、警察制度の改正は、これは余程具体化してございまして、あまり遠くない時期におきまして発表することができると思ひます。今しき

りに案を練つております。大体を申しますと、國家警察と自治警察と、この二本建てにならねばならぬように思ひますが、自治警察は自治警察だけ、國家警察なら國家警察だけでよろしいではないかという議論もありますが、どうもどちらにも偏することはできなくして、さりとていい方法もありませんからして、大体において折衷説が現われて来るであらうと思ひます。これはどういふような形になつて現われて来るか。たゞ／＼申しました通り、あまり遠くない内に発表できることと思ひまして、今しきりにこの案を練つております。これままでの警察のよう

に警察といふと、人権を蹂躪する所であつたといふような感じは、國民から拂拭いたしまして、警察の機能を十分に發展せしめるがために、最善の警察制度を設けたいといふように、今非常に骨を折つてやっておりますから、それだけのことはお含みを願ひます。

○飢足計君 只今の官吏の罷免の問題につきましましては、私直接選定をすればならぬとは勿論存じません。併しこの政府が監督なさると申しましたけれども、結局政府のその委員会の構成にあらうと存じます。従つてこの問題につきましましては、更に他日具体的問題になりましては、又お尋ね申します。

第二の、警察司法制度の民主化につきましましては、私の觀察しております限り特に警察司法制度における民主的警察運動が非常に不十分でございまして、私は日本の警察司法制度は、余程決心を以てこの警察並に再教育いたさなければならぬ場所であると存じております。これにつきましましての努力が不十分であると我々存じておりますが、

参考のため私の氣持だけを申し上げました。

○委員長(下條康重君) ちよつとこの際御相談申上げますが、労働委員會の方で全官勞の代表の方から、いろいろお話を伺ふことになつております。その方のお話を聴いたかどうかと思ひますが、如何でありますか。

○異議なし(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長(下條康重君) それでは正式に証人といふことでなく、懇談会の席上でありまして、極く略式に話を聴くことにいたします。お話を願う方は全國官廳職員労働組合協議會常任委員長佐藤眞君であります。速記は中止いたします。

午後二時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(下條康重君) 速記を始めて……それは明日日引續いてこの委員會を開会いたします。今日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散會

出席者は左の通り。

- | | |
|-----|---------|
| 委員長 | 下條 康重君 |
| 理事 | 太田 敏兄君 |
| | 西山 龜七君 |
| | 山下 義信君 |
| 委員 | 吉川 末次郎君 |
| | 深川 タマエ君 |
| | 小野 哲君 |
| | 駒井 藤平君 |
| | 鈴木 憲一君 |

- | | |
|------|--------|
| 労働委員 | 伊達源一郎君 |
| 委員長 | 帆足 計君 |
| 理事 | 山崎 恒君 |
| | 千田 正君 |
| 委員 | 原 虎一君 |
| | 堀 末治君 |
| | 栗山 良夫君 |
| | 千葉 信君 |
| | 木下 盛雄君 |
| | 平岡 市三君 |
| | 植竹 春彦君 |
| | 紅露 みつ君 |
| | 奥 むめお君 |
| | 竹下 豊次君 |
| | 堀井 伊介君 |
| | 中野 重治君 |
| | 森 莊三郎君 |

- | | |
|-------|--------------------------|
| 專門調査員 | 國務大臣 齋藤 隆夫君 |
| 政府委員 | 法制局長官 佐藤 達夫君 |
| | 法制局次長 井手 成三君 |
| | 總理廳事務官(行政調査部總務部長) 前田 克己君 |
| | 總理廳事務官(行政調査部公務員部長) 淺井 清君 |